

倫理・資格審査委員会規則

(総則)

第1条 この規則は、一般社団法人日本ボクシング連盟（以下「日連」という。）定款第41条に基づく専門部・専門委員会規則（以下「組織規則」という。）の倫理・資格審査委員会（以下「本委員会」という。）について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、日連の定款、倫理規則、コンプライアンス規則、加盟団体規程に規定する日連の加盟団体及び地方ブロック連盟の適正な組織運営並びに役員、職員、連盟行事関係者及び選手の行為に関して、国民の疑惑や不信を招くことの防止を図り、もって日連の社会的信頼を確保することを目的とする。

2 本委員会は、日連に登録する加盟団体の会員や選手の資格に関する事項を取り扱う。

(基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の諸活動を行う。

- (1) 日連、日連役職員、選手等の綱紀粛正の推進に関すること。
- (2) 日連の役員、連盟行事関係者及び選手が日連の定款、倫理規則その他規則・規程等に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合には当該者に対する調査を行い、さらに処分に該当する場合は処分案を理事会に提案する。
- (2) 加盟団体及び地方ブロック連盟の組織運営等に問題が発生した場合やそのおそれがあると認める場合には、当該加盟団体及び地方ブロック連盟に対する調査を行い、さらに処分に該当する場合は処分案を理事会に提案する。
- (3) 選手のアマチュア資格に関する調査及び審査に関すること。
- (4) アマチュア復帰申請に関する調査及び審査に関すること。
- (5) 会員の資格に関する調査及び審査に関すること。
- (6) その他の資格審査に関する調査に関すること。

(構成)

第4条 本委員会の委員の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1～3名
 - (3) 委員 10名以内
- 2 本委員会には日連理事（以下、「担当理事」という。）が若干名加わり委員となる。
- 3 委員の構成は、スポーツ団体ガバナンスコード（中央競技団体向け、令和元年6月10日）原則2に規定する事項を踏まえた多様な意見を反映できる構成とする。
- 4 特にジェンダーバランスに考慮した委員の構成とする。
- 5 法律、経営、財務会計等の分野に専門的知識又は経験を有するとともに、遵法精神に富み調査能力を有する者とする。

(委員の選出)

第5条 委員は、委員長、副委員長及び担当理事が協議の上、選任し理事会の承認後、会長が委嘱する。

(会議)

第6条 本委員会は、委員長が招集し、業務執行規程第4条に基づき適正な運営を行うこととする。

(調査)

第7条 倫理規則第6条及び加盟団体規程第23条に規定する調査の必要が生じた場合には、倫理・資格審査委員会委員が当該団体及び当該者に対して調査を行う。

2 調査は、可能な限り複数名で行い出張等の経費が発生した場合は、出張規定により支払うこととする。

3 調査を行った委員は、調査後速やかに報告書を作成し、委員長へ状況を報告しなければならない。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規則は、令和4年10月2日より施行する。資格審査委員会規則（平成25年4月1日制定）は、令和4年10月2日をもって廃止する。